二　当該揮発油の輸出をした者が当該揮発油の製造者以外の者であるときは、当該輸出をした者の住所及び氏名又は名称

ホ　その他参考となるべき事項

二　当該揮発油を輸出する前に災害その他やむを得ない事情により亡失した場合　その亡失の場所の最寄りの税務署又は税関の税務署長又は税関長から交付を受けた亡失証明書に基づいて、次項第二号及び第三号に掲げる事項を帳簿に記載する方法

2　前項第二号の亡失証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を同号に規定する税務署長又は税関長に提出しなければならない。

一　提出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号（当該書類を税関長に提出する者にあつては、住所及び氏名又は名称）

二　亡失の年月日、場所、原因その他亡失の事実に関し参考となるべき事項

三　亡失した揮発油の数量、移出の年月日、移出先その他当該亡失した揮発油に関し参考となるべき事項

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

石油ガス税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十八号

石油ガス税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行に伴い、並びに石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）第十一条第二項並びに第十二条第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

石油ガス税法施行令（昭和四十一年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（輸出免税）

第五条　法第十一条第一項に規定する石油ガスの充てん者は、当該課税石油ガスにつき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりその明細を明らかにしなければならない。

一　次号に掲げる場合以外の場合　当該課税石油ガスが輸出のため外国航路若しくは外国航空路に就航する船舶若しくは航空機に積み込まれたことを当該輸出港の所轄税関長が証明した書類、当該事実を当該輸出の許可をした税関長が当該書類に基づいて証明した書類又は当該課税石油ガスが外国に陸揚げされたことを証明した書類に基づいて、次に掲げる事項を帳簿に記載する方法

イ　当該課税石油ガスの重量

ロ　輸出の年月日及び仕向地

ハ　輸出港の所轄税関

二　当該課税石油ガスの輸出をした者が当該石油ガスの充てん者以外の者であるときは、当該輸出をした者の住所及び氏名又は名称

ホ　その他参考となるべき事項

二　当該課税石油ガスを輸出する前に災害その他やむを得ない事情により亡失した場合　その亡失の場所の最寄りの税務署又は税関の税務署長又は税関長から交付を受けた亡失証明書に基づいて、次項第二号及び第三号に掲げる事項を帳簿に記載する方法

2　前項第二号の亡失証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を同号に規定する税務署長又は税関長に提出しなければならない。

一　提出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号（当該書類を税関長に提出する者にあつては、住所及び氏名又は名称）

二　亡失の年月日、場所、原因その他亡失の事実に関し参考となるべき事項

三　亡失した課税石油ガスの重量、移出の年月日、移出先その他当該亡失した課税石油ガスに関し参考となるべき事項

第六条中「第十一条第四項（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）」を「第十二条第四項」に改め、「又は税関長」を削り、同条第一号中「（当該書類を税関長に提出する者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を削る。

第八条第三項中「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　法第十二条第三項第一号の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一　届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　移出をした石油ガスの充てん場の所在地及び名称

三　法第十二条第二項に規定する政令で定める書類を当該申告書に添付することができない理由

四　前号の書類の提出予定年月日

五　当該届出に係る課税石油ガスの重量、移出の目的、移出をした年月日及び移出先

3　法第十二条第三項第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　移出をした石油ガスの充てん場の所在地及び名称

三　法第十二条第二項に規定する政令で定める書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することができない理由

四　前号の書類の提出予定年月日

五　当該申請に係る課税石油ガスの重量、移出の目的、移出をした年月日及び移出先

4　税務署長は、法第十二条第三項第二号の承認をする場合には、当該承認の申請者に対し、その旨及び同号に定める日を記載した書類を交付するものとする。

第九条中「第十二条第六項ただし書」を「第十二条第七項ただし書」に改める。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三